

# 償却資産申告の手引き

申告が必要となるのは…

令和8年1月1日現在に所有している償却資産です。

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加、減少した資産（初めて申告する方は、所有するすべての償却資産）を申告してください。

## I 債却資産申告について

### 1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在、津島市内に事業で用いる資産を所有している法人又は個人。（地方税法第383条）

なお、償却資産の有無・多少にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

### 2. 法定申告期限

令和8年度償却資産申告書の法定提出期限は…

令和8年2月2日（月） です。

提出期限間近になると窓口が大変混雑しますので、令和8年1月14日（水）までの早期の提出にご協力ください。

### 3. 提出先ならびに問い合わせ先

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市役所 総務部税務課固定資産税グループ

TEL (0567) 24-1111 内線 2205、2207

◎ 郵送で提出する場合、申告書の控に受付印が必要な方は、返信用封筒に送付先を記入し、相当額分の切手を貼って同封してください。

### 4. 作成していただく書類

#### ① 債却資産申告書

前年申告から資産の内容に変更がない場合は、申告書18備考欄の「2増減なし」を○で囲んでください。

今年度初めて申告する方は同備考欄「1資産増減あり」を○で囲んでください。

申告書には、法人番号又は個人番号を記入してください。

#### ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

##### （1）資産内容が印字されている場合

前年申告資産がすべて印字されています。前年中に増減した資産について加除修正してください。

##### （2）資産内容が印字されていない場合

令和8年1月1日現在、所有しているすべての資産を記入してください。

## 5. 作成にあたっての注意点

- ① 記入の際はボールペン等を使用し、見やすい字で丁寧に書いてください。
- ② 該当する資産がない場合でも、申告書 18 備考欄の「3 該当資産なし」を○で囲んで申告してください。
- ③ 令和8年1月1日までに、事業の廃止等（廃業、解散、休業、市外移転等）があった場合は、申告書 18 備考欄の「4 廃業・解散・転出等」を○で囲み年月日を記入の上、申告してください。
- ④ 月賦購入資産で売主に所有権が留保されている資産は、原則として買主が申告してください。
- ⑤ ファイナンスリース取引にかかるリース資産については、リース会社等の資産の貸主（所有者）が申告してください。ただし、所有者の取得価額が 20 万円未満である場合は、申告対象外です。
- ⑥ 償却資産申告書と種類別明細書を併せて提出してください。
- ⑦ 種類別明細書の記入欄が足りなくなつた場合はお知らせください。なお、津島市ホームページの申請書ダウンロード集から印刷することもできます。

該当資産がない場合又は解散、廃業、休業、移転等の場合でも申告は必要です。その旨を申告書に記入の上、提出してください。  
(特に法人市民税等の関係で異動届を提出済みの方も必要です。)

## 6. 調査協力のお願い

### ① 申告内容の調査

申告していただいた内容について調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いします。（地方税法第 353 条及び第 408 条）

また、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほどお願いします。（地方税法第 354 条の 2）

### ② 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしなかつた場合、地方税法第 368 条の規定により延滞金を加えて不足税額を追徴されることがあるほか、市税条例第 57 条の規定により過料を科せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされると、地方税法第 385 条の規定により罰金刑を科せられことがあります。

**償却資産申告は、電子申告（eLTAX（エルタックス））をご利用いただけます。**

**環境にやさしく、便利なエルタックスをご活用ください。**

はじめてエルタックスを利用するには利用届出等の事前手続きが必要です。

詳しくは、エルタックスホームページにてご確認ください。

エルタックスホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



## II 債却資産とは

### 1. 債却資産の範囲

申告が必要となる債却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の固定資産をいいます。(地方税法第341条及び第342条)

#### ● 債却資産の種類別分類の例 ●

番号	種類	資産例
1	構築物	外構工事(舗装路面、庭園、門扉、緑化施設等)、看板等
2	機械及び装置	加工・製造設備等の機械、建設工業機械等
3	船舶	ボート、漁船等
4	航空機	ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、台車等
6	工具・器具及び備品	各種器具(事務、通信、測定、写真、医療)、各種工具、店頭備品(レジスター、陳列ケース等)、冷暖房器具等

※次のような資産も1月1日現在、事業を営む上で使用することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 企業会計上、簿外資産として取り扱われている資産
- ② 帳簿上、残存価格のみが計上されている償却済資産
- ③ 遊休未稼働の資産
- ④ 企業会計上、建設仮勘定で計上されている資産
- ⑤ 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却を行うことができるもの
- ⑥ 家屋に取り付けられた建築設備(造作、建具、附帯設備等)(固定資産評価上、家屋に含まれないものに限ります。)

### 2. 短縮耐用年数、増加償却、特別償却、圧縮記帳の取り扱い

法人税法又は所得税法に規定される短縮耐用年数及び増加償却の制度は、固定資産税においても適用されます。該当する場合は、その旨を申告書に記入の上、国税局長の承認通知書(写)又は税務署長への届出書(写)を添付してください。

なお、租税特別措置法に規定される特別償却及び法人税法又は所得税法に規定される圧縮記帳の制度は、固定資産税においては認められておりません。

### 3. 少額資産の取り扱い

少額資産のうち、以下のようなものは固定資産税の課税対象にはなりません。

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
- ③ 取得価額が20万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により3年以内で一括して均等償却するもの

#### 4. **非課税・課税標準の特例の適用を受ける資産**

非課税資産及び課税標準の特例の適用により固定資産税が軽減される資産は、地方税法第348条、第349条の3及び同法附則第15条に規定されています。該当する資産がある場合は、その旨を申告書に記入の上、証明する書類を添付してください。

#### 5. **償却資産の評価**

取得時期、取得価格、耐用年数をもとに、次の算式により求めます。

算式 前年中に取得した資産  $\text{取得価格} \times (1 - r / 2)$

前年前に取得した資産  $\text{前年度評価額} \times (1 - r)$  (※)

$r$  : 耐用年数に応ずる定率法による減価率(年率)

ただし、(※)により求めた金額が  $\text{取得価格} \times 5/100$  よりも小さい場合は、 $\text{取得価格} \times 5/100$  により求めた金額を評価額とします。

● 減価残存率表 ● (抜粋)

耐用年数	償却率			減価残存率			耐用年数	償却率			減価残存率		
	r	1 - r / 2	1 - r	r	1 - r / 2	1 - r		r	1 - r / 2	1 - r	r	1 - r / 2	1 - r
2	.684	.658	.316	7	.280	.860	.720	20	.109	.945	.891		
3	.536	.732	.464	8	.250	.875	.750	25	.088	.956	.912		
4	.438	.781	.562	9	.226	.887	.774	30	.074	.963	.926		
5	.369	.815	.631	10	.206	.897	.794	35	.064	.968	.936		
6	.319	.840	.681	15	.142	.929	.858	40	.056	.972	.944		

#### 6. **税率及び税額**

課税標準額に1.4%の税率を乗じた額が税額となります。

#### 7. **免税点**

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

#### 8. **価格の決定と課税台帳の閲覧**

申告及び調査に基づき毎年3月31日までに評価額(課税標準額)を決定し、償却資産課税台帳に登録します。

閲覧に関する詳細は、広報「市政のひろば」にてお知らせしますが、広報の届かない地域の方で閲覧をご希望の方は、税務課固定資産税グループまでお尋ねください。